財政局入札参加資格等審査会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財政局入札参加資格等審査会設置要綱(平成24年7月1日施行。以下「要綱」という。)第7条に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の開催)

- 第2条 発注所管課は、審査会の開催にあたり、原則として次の各号に定める日までに開催依頼(様式第1号)を財政局財政部資金課に提出するものとする。
 - (1) 一般競争入札、希望型指名競争入札においては、案件公表予定日の2週間前
 - (2) 指名競争入札、随意契約においては、指名通知発送予定日の2週間前

(他局審査会への依頼)

第3条 委員長は、要綱第5条第6項に定める他局審査会に審査を依頼する場合は、開催依頼(様式 第1号)を提出するものとする。ただし、該当局の審査会要領において、開催依頼について規定し ている場合は、それに従うものとする。

(業者の選定)

- 第4条 業者の選定は、次の各号に定める時点において、発注所管課において行うものとする。
- (1) 指名競争入札、随意契約においては、施行決定の前
- (2) 一般競争入札、希望型指名競争入札においては、施行決定の時

(資料)

第5条 要綱第5条第5項に定める資料は、千葉市財政局入札参加資格等審査会資料(様式第2号) 及び審査に必要な資料を発注所管課が用意する。

(書面審査)

第6条 要綱第2条第1項第3号に定めるもののうち、企画競争により業者を選定したものについては、委員への回議により審査会の開催に替えることができるものとする。

(審査結果)

第7条 委員長は、審査会の審査結果について様式第3号により、発注所管課に通知するものとする。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

財政局入札参加資格等審査会 委員長 様

課長

財政局入札参加資格等審査会の開催について(依頼)

このことについて、下記の案件について審査をお願いしたく、審査会の開催を依頼します。

記

案件名				
発注方法 (予定)	□一般競争入札 □希望型指名競争入札 □指名競争入札 □随意契約 (1者) □随意契約 (企画競争)			
委託(修繕)予定期間	年月日~ 年月日			
業務委託(修繕)の概要				
担当	課 班 (内線)			

財政局入札参加資格等審査会資料

				課名			課
1 件 名							
2 委託(修繕)期間(予定)3 委託(修繕)業務の概要(1)趣旨	年	月 F	~	年	月	Ħ	
(2) 具体的な内容							
4 契約方法(業者数)、執行予定額 □ 一般競争入札						円	
□ 希望型指名競争入札□ 指名競争入札 (者)□ 随意契約 (1者)□ 随意契約 (企画競争)	執行⁻	予定額	予算額 配当予算 流用等予				円 円 円
5 契約方法選定理由(1)地方自治法施行令:(2)理 由:							
6 業者選定(資格要件設定)理由							
7 参考(前年度(前回)当該業務の受	受託業者)						
担当者氏名		電話					

業者選定一覧表 (指名競争入札及び随意契約の場合のみ作成)

			会	社規模			
フ リ ガ ナ 業 者 名 ^{※1} 所在地 (業者番号)	15.大. ₩	地区	従業	資 本	実績	資格・許認可	備考
	月1土地	区	員	金	(過去2年)	等	1用 行
(未行笛刀)		分	数				
		※ 2	(人)	千円			

※1 業者は50音順に記載

※2 地区区分:市内(市内に本社)、準市内(市内に支店・営業所)、市外(左記以外)

課長様

千葉市財政局入札参加資格等審査会 委員長

財政局入札参加資格等審査会の審査結果

このことについて、 年度第 回審査会の審査結果を下記の通り通知します。

記

案件名	
発注方法	
資格要件 または 選定業者	
備考	